

第3期河川保全利用委員会の委員構成等について

河川保全利用委員会の委員構成及び委員については、発足時には準備会議を開催し、準備会委員により委員構成及び委員の推薦が決定されました。

このように、委員構成等については第三者である有識者のご意見を伺った上で河川管理者が決定してきた経緯があります。

ついでには、委員の任期が今年度末で満了することから、来年度以降の委員構成等をどのようにすればよいか、河川管理者から申し出がありましたので、以下の事項についてご審議願いたいと思います。

(審議事項1)

・委員構成について

→分野と委員数について、現状のままでよいか。

(審議事項2)

・委員候補の推薦について

→推薦方法について、以下の3案を提案します。

案ー1 河川保全利用委員会とは別に委員候補推薦委員会(仮称)を設置して候補者の検討を行っていただき、提出していただいた候補者リストを基に、河川管理者が決定する。

案ー2 河川保全利用委員会に委員候補の検討を付託し、各委員から提出していただいた候補者リストを基に、河川管理者が決定する。

案ー3 委員長、副委員長に一任し、提出していただいた候補者リストを基に、河川管理者が決定する。

【参考 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 規約の抜粋】

(組織など)

第4条 委員会は15名以内で構成する。

2. 委員会の構成については、事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- (1) 自治体関係者 若干名
- (2) 自然環境に関する学識経験を有する者 5名以内
- (3) 治水・利水に関する学識経験を有する者 2名以内
- (4) 地域特性に詳しい者 4名以内
- (5) その他、必要と認める者 若干名

現在の委員構成は以下のとおりです。(五十音順)

- (1) なし
- (2) 笠委員長、中井委員、西川委員、花田委員、三田村副委員長 計5名
- (3) 藤田委員 計1名
- (4) 川端委員、北田委員、戸田委員 計3名
- (5) 村上委員 計1名

野洲川小浜河川公園概要説明書

A 基本理念と基本方針の検証

A1 基本理念

A2 基本方針

河川保全利用委員会の基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点からいただきました意見書を真摯に受け止め、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」への利用形態の変更をしていきます。

この変更案として

案：低水護岸に階段護岸を設け、河道を礫川原に再生した水際までアプローチできる空間を整備する案

を検討しております。この案の具体化検討作業には、もう少し時間が必要と考えています。このため、次回更新時までに関係箇所と調整を行ない具体的な内容を詰めていきたいと考えております。

A3 意見書

A31 継続申請時の改善

河川保全利用委員会から小浜河川公園の意見書として以下に示す意見と要望をいただきました。

意見書(平成19年1月18日)の意見と要望事項

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあいへの検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論をおこない「河川のあり方」を示すこと。

守山市は、小浜河川公園を地域住民の憩いの場として位置付けております。近隣地における代替地確保が非常に困難であることから、検討を重ねた結果、利用形態を「スポーツ・レクリエーションに偏ることなく、川とのふれあいを目指す自然公園的な施設」を目指す利用形態への変更の検討を開始しました。

守山市の考えている「意見書の意見と要望」に対する回答を以下に記します。施設の改

修を伴うことから委員会ならびに河川管理者のご指導のもと、利用形態の改善を具体的に進めていく所存であります。

《意見書意見に対する守山市の考え方》

①「多目的広場の代替地の確保」は、地域の強い要望もあり、地域住民の交流の場として位置づけていることから、近隣地域に同等施設の代替地確保は難しいと考えております。

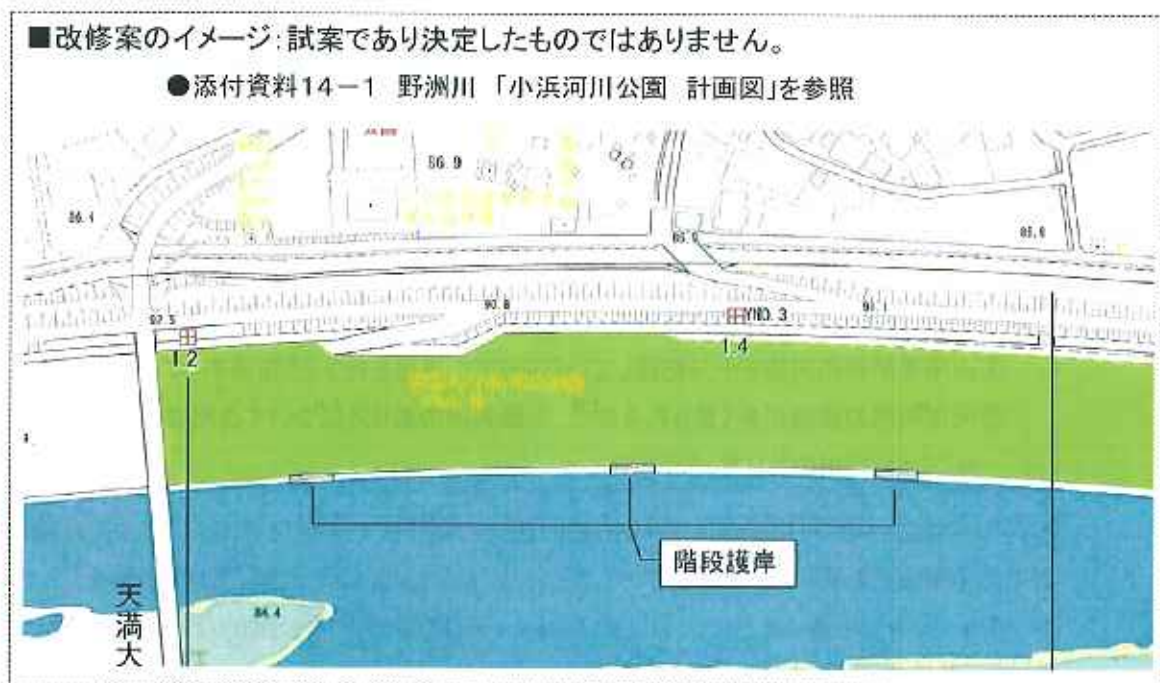
「規模の縮小の検討」は、「多目的広場」の上流側に占有しております「緑地広場」の利用状況が少ないことから、占有区域縮小の候補地と考えていました。しかし、検討を開始した『利用形態の変更』において、この「緑地広場」を含めた占有区域を改修エリアと位置づけているため、河川とふれあいのできる利用形態への変更のため既存施設の継続設置をお願いしたいと考えております。

②「河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討」は、「地域の住民の憩いとやすらぎの場であるとともに、川での体験学習等を含む自然を身近に体験できる自然公園的な施設」を目指す施設への利用形態の変更を検討しています。

現在考えている検討案を以下に示します。この検討案は、委員会意見、地域住民意見（守山市ホームページから聴取の予定）から河川管理者の協力を得て案の具体化を決定したいと考えます。

また、設置後の施設の管理取組については河川管理者と協議のうえ、十分な体制づくりに努めたいと考えております。

■案 水面との接点を持った水辺空間として、低水護岸の一部に階段護岸を整備する案



(説明) 河川管理者の協力のもと堤防と低水護岸に階段を設置し、例えば「カヌー愛好者」との

協調により水とのふれあいを図ることや、地域における野洲川体験学習の場として活用していただく案です。また、階段護岸を設置することにより安全な魚釣りの利用が可能となると期待できます。

添付資料15-1 「第4回琵琶湖カヌーツーリング大会(案内書、参加写真、新聞報道)」

添付資料15-2 「びわ湖の日」にかかる野洲川学習の報告

添付資料15-3 「野洲川での環境学習について」

《意見書要望に対する守山市の考え方》

- ①「占有者が利用実態を十分把握していない」は、自由使用で無料利用である関係から公園管理(門扉開閉のみ)委託者から人口ゲートの開閉状況をお聞きし、利用者の概算数値は、概ね月 150 名程度と聞いております。また、現状の利用では、詳細な利用者の把握は必要ない利用内容と考えています。

しかし、利用実態の把握では利用者の意見をお聞きすることは重要ですので、現地にアンケートの記入用紙および回収箱を設置することにより実態把握を行いたいと考えております。

- ②「公園利用のあり方について関係住民との議論」は、前回占有申請時に説明しました「中洲学区長からの要望書」の要望に沿った、地域が安らぎと憩いの場として楽しめるものを軸として考えております。

意見聴取は、従来から実施している利用者団体からの意見聴取に加え、地域の意見として地域代表者から意見を聴取していきます。

また、新たな試みとして守山市ホームページを活用し「河川公園の利用について」の意見・要望を広く一般市民から寄せていただくための掲示を実施していきます。

今後は、寄せていただいた貴重な意見を施設運営に反映していきたいと考えます。

添付資料10-1 「中洲学区長要望書」

■守山市ホームページ掲示内容(案)

守山市では当公園に対し、利用者のニーズを踏まえたくより充実した公園利用の促進に努めたいと考えています。つきましてはみなさまにご意見・ご感想を伺いたくアンケートにご協力をお願いします。

※アンケート調査のためいただいた意見にご回答はいたしません。

・どちらからお越しいただきましたか。

市内(学区)・市外

・公園の印象はどうか。またその理由をお聞かせください。
 良い・普通・悪い
 理由 _____

・どのような目的でお越しいただきましたか。
 散歩・ウォーキング・ジョギング・グラウンドゴルフ・懇親会等・学校行事・自然観察・その他

・どのような利用ができる公園を望みますか？(自由記入欄)

・管理状態について意見があればお聞かせください。(自由記入欄)

・差し支えなければ年代および性別をお聞かせください。
 年代： 代 性別： 男・女

ご協力ありがとうございました。

B 占用施設の計画と設置理由の検証

B1 必要性

B11 必要理由 B12 適正面積

野洲川小浜河川公園の整備は、平成13年8月に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき実施されたものでありこれは平成13年12月策定の「守山市緑の基本計画」における「緑地の配置方針」の中で、野洲川を豊かな自然環境を持つ「水と緑の骨格軸」と位置づけ、その保全と活用を図っています。

占用目的は、陸域では代替できない自然とのふれあい等による、地域住民の憩いと安らぎの場、レクリエーションの場としての公園としています。

添付資料7 「野洲川河川空間整備基本構想」

添付資料8-1 「守山市緑の基本計画」

添付資料8-2 「野洲川小浜河川公園事業計画」

B2 代替性

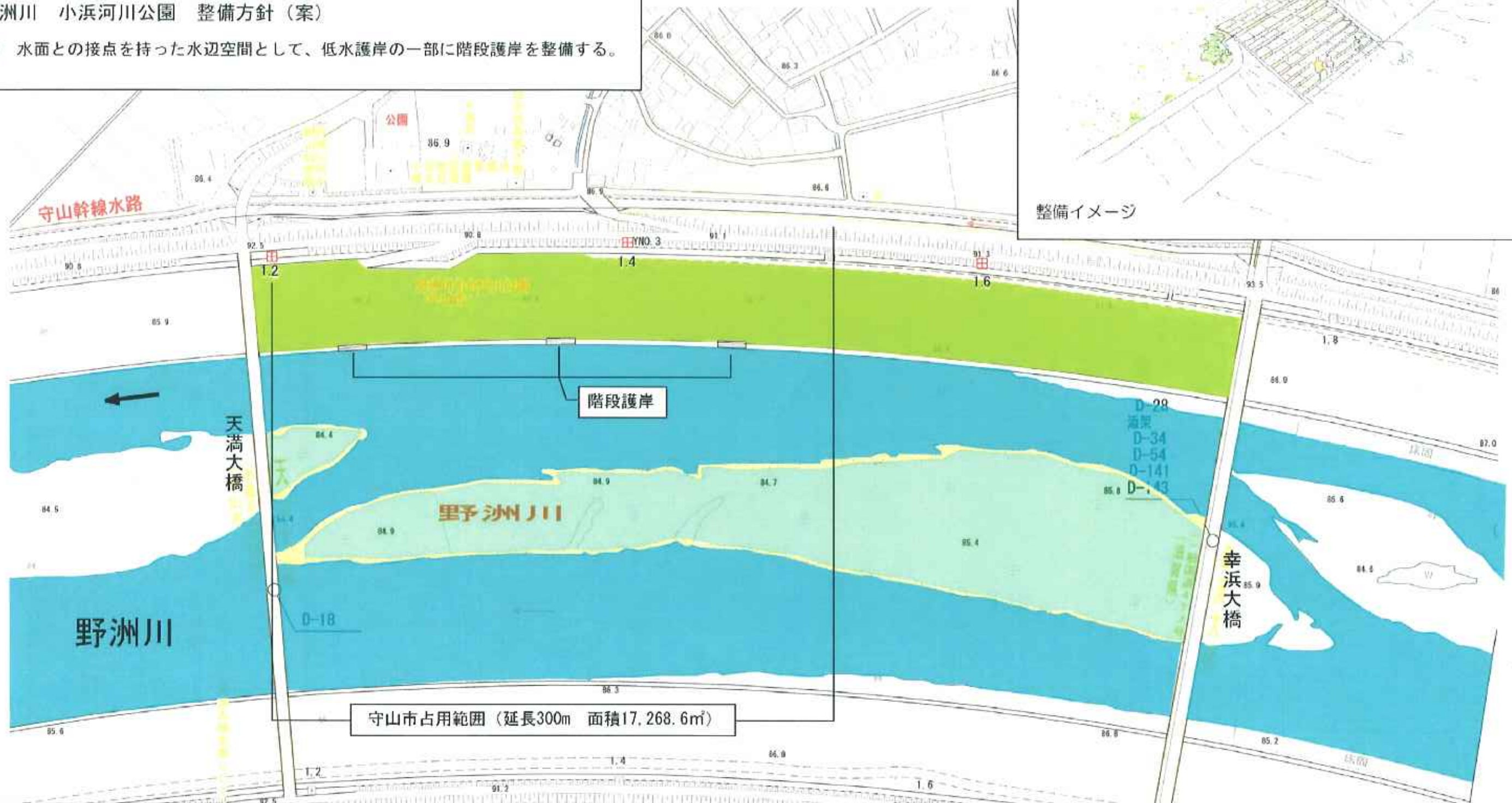
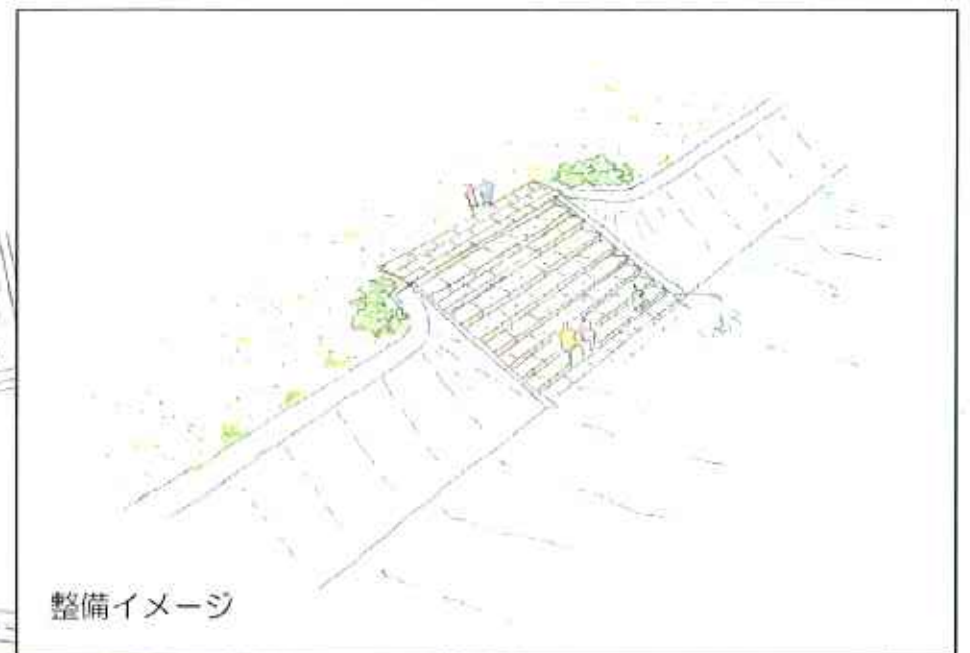
B21 代替可能性 B22 代替地調査 B23 代替地選定

施設が設けられた経緯と施設の設置目的から、代替施設の検討・調査は実施しており

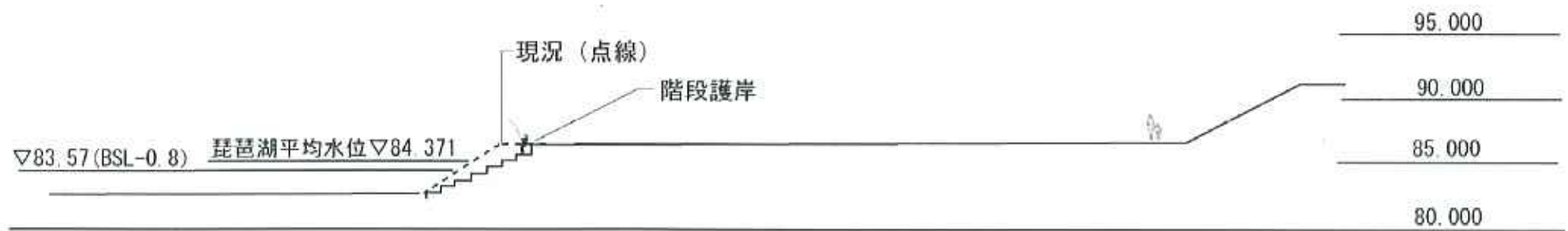
野洲川 小浜河川公園 計画図 (案)

野洲川 小浜河川公園 整備方針 (案)

- 水面との接点を持った水辺空間として、低水護岸の一部に階段護岸を整備する。



横断図



平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶調第 28 号にて意見照会の
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設
の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 (右岸 1.2km 付近から 1.5km 付近)
占用施設	多目的広場、緑地広場、坂路
申請者	守山市
占用面積	17,268.0 m ²

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづいて、河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場であり、設置されて以降、施設利用について大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと見られる。また、野洲川河口部に近いため、この施設の駐車場を利用して、低水護岸上から魚釣りをする釣り人が多い。

当該箇所は、野洲川河口部に近い、河川敷の高水敷の占用箇所であり、とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息環境をとくに縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状から、すぐに対応することは難しい面はあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。対話集会では、中州を観察する施設、ワンド構造の変更、水遊びの施設などの「川とのふれあい」の設置要望が寄せられていることから、従来のスポーツ・レクリエーション施設のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあいへの検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

野洲川改修記念公園概要説明書

A 基本理念と基本方針の検証

A1 基本理念

A2 基本方針

改修記念公園は、昭和 63 年に旧野洲川南流の締切箇所 の堤防を安定させるためと、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものです。このため、河川保全利用委員会の基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないものと考えております。

この場所に、自然とのふれあいとスポーツの普及を図るため、ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場を設置し、広域的な利用者交流を図っています。

守山市としましては、このスポーツ施設の利便性をさらに向上させ、利用をしたいと考えております。

A3 意見書

A31 継続申請時の改善

河川保全利用委員会から改修記念公園の意見書として以下に示す意見と要望をいただきました。

意見書(平成19年1月18日)の意見と要望事項

【占用許可期限の更新についての意見】

①グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に変更をするか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場の整備を検討されたい。

守山市は、改修記念公園を「自然とのふれあいの場」、「スポーツ施設をとおして地域交流の場」、「水害の歴史を紹介する場」として位置付けております。

守山市の考えている「意見書の意見と要望」に対する回答を以下に記します。グラウンドゴルフ場など施設の改修を実施しましたが、委員会並びに河川管理者のご指導のもと、利用形態の改善にさらに取り組む所存であります。

《意見書意見に対する守山市の考え方》

- ①「グラウンドゴルフ場の利用を図る検討」は、利用を図るためグラウンドゴルフ場を笠原町老人会の協力を得て平成20年4月に改修を実施しました。また、改修後の維持管理は、笠原町老人会で散水管理・草刈りを実施しています。

【グラウンドゴルフ場の草刈り・芝刈り実施日】

平成20年7月5日(土)

平成20年10月12日(日)



- ②「他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討」は、グラウンドゴルフ場について検討しました。川田河川公園に設置されたグラウンドゴルフ場と施設規模と利用者数を比較して考えると、代替施設とはなり得ないと考えます。

《意見書要望に対する守山市の考え方》

- ①「駐輪場、駐車場が設置されておらず、駐輪場、駐車場の整備を検討」は、サッカー場を囲む道路等で縦列に駐車している状況から、一方通行により道路に駐車帯を確保する方法や新たな駐車場確保できるスペースの検討を行っています。
- ②駐輪場は駐車場に付随して施設として整備することを考えています。
- ③意見書の要望事項には記載されていませんが、利用者の意見をお聞きすることは重要ですので、現地にアンケートの記入用紙及び回収箱を設置で実態把握をしていきたいと考えております。

また、新たな試みとして守山市ホームページを活用し「河川公園の利用について」の意見・要望を広く一般市民からの寄せていただくための掲示を実施しました。

今後は、寄せていただいた貴重な意見を施設運営に反映していきたいと考えます。

■守山市ホームページ掲示内容(案)

守山市では当公園に対し、利用者のニーズを踏まえたうえでより充実した公園利用の促進に努めたいと考えています。つきましてはみなさまにご意見・ご感想を伺いたくアンケートにご協力をお願いします。

※アンケート調査のためいただいた意見にご回答はいたしません。

・どちらからお越しいただきましたか。

市内(学区)・市外

・公園の印象はどうか。またその理由をお聞かせください。

良い・普通・悪い

理由 _____

・どのような目的でお越しいただきましたか。

散歩・ウォーキング・ジョギング・グラウンドゴルフ・懇親会等・学校行事・自然観察・その他

・どのような利用ができる公園を望みますか？(自由記入欄)

・管理状態について意見があればお聞かせください。(自由記入欄)

・差し支えなければ年代及び性別をお聞かせください。

年代: 代 性別: 男・女

ご協力ありがとうございました。

B 占用施設の計画と設置理由の検証

B1 必要性

B11 必要理由 B12 適正面積

野洲川改修記念公園は、「野洲川河川環境整備事業に係る整備地区の維持管理に関する覚書(昭和 63 年 3 月 31 日)」の第 4 条(側帯の占用)で占用協議を行ない昭和 63 年 7 月 18 日より占用を開始しました。その後、市民ニーズに基づき利用範囲を順次拡大し、スポーツ施設を増設する形で施設を設置してきました。

この公園は、平成 13 年 8 月に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」において「水辺いこいのゾーン」の河川空間利用区域として位置付けております。

高齢化社会における市民の健康増進・相互の親睦と、青少年の健全な育成を図るため、陸域では代替できない自然とのふれあい等による地域住民の憩いとやすらぎの場、レクリエーションの場としての公園としています。

添付資料5 「野洲川河川環境整備事業に係る整備地区の維持管理に関する覚書」

添付資料7 「野洲川河川空間整備基本構想」

平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会の
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設
の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
占用施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	23,097.01m ²

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の締切箇所の堤防を安定させるためと、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものである。

占用施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が設置され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地側（側帯）に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生息環境の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小していくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和63年から設置され、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えます。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に変更をするか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場の整備を検討されたい。

2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
		委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

野洲川川田河川公園概要説明書

A 基本理念と基本方針の検証

A1 基本理念

A2 基本方針

河川保全利用委員会の基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点からいただきました意見書を真摯に受け止め、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」への利用形態の変更をしていきます。

この変更案として

案：低水護岸に階段護岸を設け、河道を礫川原に再生した水際までアプローチできる空間を整備する案

を検討しております。この案の具体化検討作業には、もうすこし時間が必要と考えています。このため、次回更新時までに関係箇所と調整を行ない具体内容に詰めていきたいと考えております。

A3 意見書

A31 継続申請時の改善

河川保全利用委員会から川田河川公園の意見書として以下に示す意見と要望をいただきました。

意見書(平成19年1月18日)の意見と要望事項

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討すること。
- ③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。
- ④河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

守山市は、川田河川公園を地域住民の憩いの場として位置付けております。近隣地における代替地確保が非常に困難であることから、検討を重ねた結果、利用形態を「スポーツ・レクリエーションに偏ることなく、川とのふれあいを目指す自然公園的な施設」を目指す利用形態への変更の検討を開始しました。

守山市の考えている「意見書の意見と要望」に対する回答を以下に記します。施設の改修を伴うことから委員会ならびに河川管理者のご指導のもと、利用形態の改善を具体的に進めていく所存であります。

《意見書意見に対する守山市の考え方》

- ①「スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保」は、地域の強い要望もあり、地域住民の交流の場として位置づけていることから近隣地域に同等施設の代替地確保は難しいものと考えております。

「規模の縮小の検討」は、グラウンド・ゴルフ場の利用者が多く「緑地広場」の一部をグラウンド・ゴルフ場として利用されている状況から、規模および占用区域の縮小ではなく、既存施設を河川とのふれあいのできる利用形態に変更することにより継続設置を考えております。

- ②「河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討」は、「スポーツ・レクリエーションに偏ることなく川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設」を目指す施設への利用形態の変更を検討しています。

現在考えている検討案を以下に示します。この検討案は、委員会意見、地域住民意見（守山市ホームページから聴取の予定）から河川管理者の協力を得て具体案を決定したいと考えます。

また、設置後の施設の管理取組については河川管理者と協議のうえ、十分な体制づくりに努めたいと考えております。

■案：低水護岸に階段護岸を設け、河道を礫川原に再生した水際までアプローチできる空間を整備する案

（説明）河川管理者の協力のもと護岸に階段を設置し、河道内の植生を伐採することで礫河原を再生し、水際まで遊歩道により自然と親しむことを目指した公園です。

■改修案のイメージ: 試案であり決定したものではありません。

●添付資料14-3 野洲川 川田河川公園 計画図(案)



《意見書要望に対する守山市の考え方》

①「占有者が利用実態を十分把握していない」は、自由使用で無料利用である関係から公園管理委託者から、利用者の概算数値は、月平均 400 名程度と聞いております。また、現状の利用では、詳細な利用者の把握は必要ない利用内容と考えています。

しかし、利用実態の把握では利用者の意見をお聞きすることは重要ですので、現地にアンケートの記入用紙および回収箱を設置することにより実態把握を行いたいと考えております。

②「身障者駐車スペースと駐輪場の設置」は、駐車場内に2車両分の身障者用駐車スペースを確保してありますので、この増設の検討を行います。駐輪場の場所は、利用者の自転車が駐車場脇と川田大橋下に置かれている現状から、河川管理者と調整して設置場所を決め設置を行います。

③「トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮」は、可能な限り環境へ配慮した仮設構造物を設置しておりますが、この場所は身障者用の駐車スペースからスロープを利用してトイレを利用することを想定し設置したものであり、景観面では配慮が必要であると思いますが、快適な公園利用という面で継続して設置することを考えています。

④「公園利用のあり方について関係住民との議論」は、前回占用申請時に説明しました「河西学区長からの要望書」の要望に沿った、地域が安らぎと憩いの場として楽しめるものを軸として考えております。

意見聴取は、従来から実施している利用者団体からの意見徴収に加え、地域の意見として地域代表者から意見を聴取していきます。

また、新たな試みとして守山市ホームページを活用し「河川公園の利用について」の意見・要望を広く一般市民からの寄せていただくための掲示を実施しました。

今後は、寄せていただいた貴重な意見を施設運営に反映していきたいと考えます。

添付資料10-2「河西学区長要望書」

■守山市ホームページ掲示内容(案)

守山市では当公園に対し、利用者のニーズを踏まえ、より充実した公園利用の促進に努めたいと考えています。つきましてはみなさまにご意見・ご感想を伺いたくアンケートにご協力をお願いします。

※アンケート調査のためいただいた意見にご回答はいたしません。

・どちらからお越しいただきましたか。

市内(学区)・市外

・公園の印象はどうでしたか。またその理由をお聞かせください。

良い・普通・悪い

理由 _____

・どのような目的でお越しいただきましたか。

散歩・ウォーキング・ジョギング・グラウンドゴルフ・懇親会等・学校行事・自然観察・その他

・どのような利用ができる公園を望みますか？(自由記入欄)

・管理状態について意見があればお聞かせください。(自由記入欄)

・差し支えなければ年代および性別をお聞かせください。

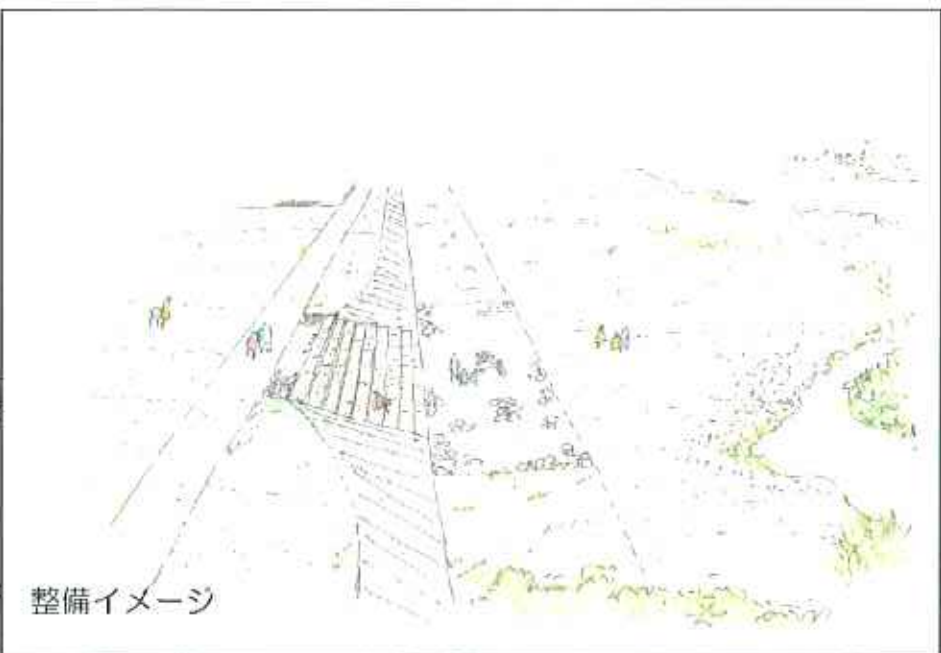
年代: 代 性別: 男・女

ご協力ありがとうございました。

野洲川 川田河川公園 計画図 (案)

野洲川 川田河川公園 整備方針 (案)

- 河道内の植生を抜粋して礫河原を再生するとともに、低水護岸に階段を整備し、水際にアプローチしやすい空間として整備する。



平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶調第 28 号にて意見照会の
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設
の許可期間の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.3km 付近から 5.9km 付近)
占用施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理 道路
申請者	守山市
占用面積	34,152.40㎡

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場であり、設置されて以降、施設利用に大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を川まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。

当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。従来のスポーツ・レクリエーションとしての利用のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討すること。
- ③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。
- ④河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

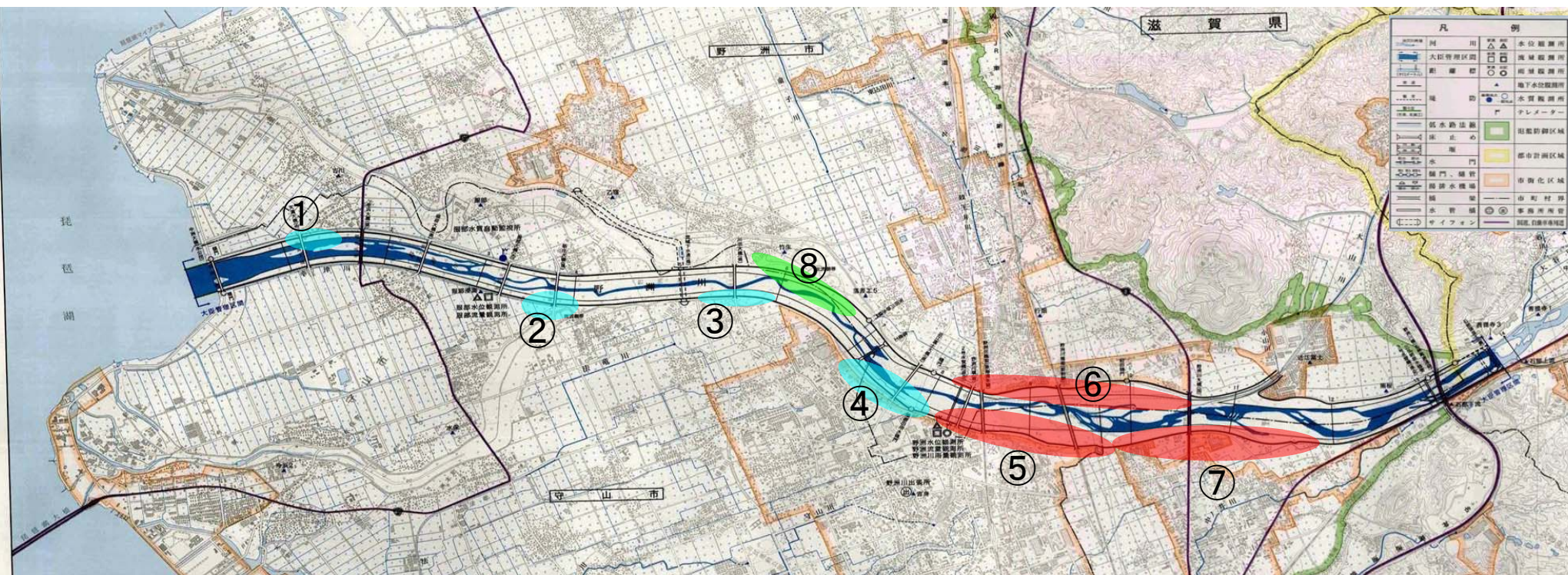
審査対象案件概要説明資料

- 野洲川小浜河川公園(守山市)
- 野洲川改修記念公園(守山市)
- 野洲川川田河川公園(守山市)

琵琶湖河川事務所

河川保全利用委員会審査対象案件一覧表

番号	件名	許可受者	場所	番号	件名	許可受者	場所
①	野洲川小浜 河川公園	守山市	右岸	⑤	野洲川立入河川 公園	守山市	左岸
②	野洲川改修 記念公園	守山市	左岸	⑥	野洲川河川公園	野洲市	右岸
③	野洲川川田 河川公園	守山市	左岸	⑦	野洲川運動公園	栗東市	左岸
④	野洲川ふれあい 広場	野洲市、守山市 連名	左岸	⑧	グライダー 訓練場	(財)日本学生航空 連盟	右岸



①野洲川小浜河川公園(守山市)概要とこれまでの経緯

地点番号	件名	許可受者	場所		占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間(期間満了年度)	主な施設	意見書提出日
①	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜町地先	右岸	17,268.60	平成14年1月29日	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日 (平成20年度末)	多目的広場 緑地広場 坂路	平成19年1月18日

①野洲川小浜河川公園(守山市)

H14.1.29	国近整琵琶調占第174号	河川法第20、24、26、27条許可(新規)(～H15.1.29)	17,268.60m ²
H14.5.29	国近整琵琶調占第81号	河川法第20、24、26、27条許可(設計変更による)	17,268.60m ²
H15.1.30	国近整琵琶調占第150号	河川法第24条許可(～H16.3.31)	17,268.60m ²
H16.3.31	国近整琵琶調占第95号	河川法第24条許可(～H18.3.31)	17,268.60m ²
H18.1.16		河川管理者からの意見照会文書を河川保全利用委員会委員長受理	
H18.1.20	第9回河川保全利用委員会	河川管理者から申請内容について説明、現地調査	
H18.3.3	第10回河川保全利用委員会	申請者から説明、委員会による審議	
H18.8.31	意見交換会	申請者からの補足説明、委員会による意見交換	
H18.10.3	第11回河川保全利用委員会	委員会による審議	
H18.12.5	第12回河川保全利用委員会	意見書(案)の審議	
H19.1.18		河川管理者へ意見書提出	
H19.3.27	国近整琵琶調河占第69号	河川法第24条許可(～H19.3.31)	17,268.60m ²
H19.12.19	国近整琵琶調河占第53号	河川法第24、26条許可(～H21.3.31)(精査による工作物数量変更)	17,268.60m ²

※赤字は河川保全利用委員会関係

②野洲川改修記念公園(守山市)概要とこれまでの経緯

地点番号	件名	許可受者	場所		占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間(期間満了年度)	主な施設	意見書提出日
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先	左岸	23,097.01	昭和63年7月18日	平成19年4月1日～平成21年3月31日(平成20年度末)	ゲートボール場 サッカー場 グラウンドゴルフ場	平成19年1月18日

②野洲川改修記念公園(守山市)			
S63.7.18	建近琵琶占調占第42号	河川法第24、26、27条許可(新規)(～S66.6.30)	7,515.10m ²
H63.10.24	建近琵琶占調占第97号	河川法第26条許可(物置、便所設置)	7,515.10m ²
H8.1.19	建近琵琶占調占第96号	河川法第24、26条許可(～H13.3.31)(サッカー場新設)	18,746.76m ²
H9.1.14	建近琵琶占調占第83号	河川法第24、26条許可(グラウンドゴルフ場新設)	23,097.01m ²
H13.6.11	国近整琵琶占調占第42号	河川法第24条許可(～H18.3.31)	23,097.01m ²
H18.1.16		河川管理者からの意見照会文書を河川保全利用委員会委員長受理	
H18.1.20	第9回河川保全利用委員会	河川管理者から申請内容について説明、現地調査	
H18.3.3	第10回河川保全利用委員会	申請者から説明、委員会による審議	
H18.8.31	意見交換会	申請者からの補足説明、委員会による意見交換	
H18.10.3	第11回河川保全利用委員会	委員会による審議	
H18.12.5	第12回河川保全利用委員会	意見書(案)の審議	
H19.1.18		河川管理者へ意見書提出	
H19.3.27	国近整琵琶占調河占第67号	河川法第24条許可(～H19.3.31)	23,097.01m ²
H19.12.19	国近整琵琶占調河占第54号	河川法第24条許可(～H21.3.31)	23,097.01m ²

※赤字は河川保全利用委員会関係

③野洲川川田河川公園(守山市)概要とこれまでの経緯

地点番号	件名	許可受者	場所		占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間(期間満了年度)	主な施設	意見書提出日
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成14年3月27日	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日 (平成20年度末)	多目的広場 緑地広場 グラウンドゴルフ場 坂路 管理道路	平成19年1月18日

③野洲川川田河川公園(守山市)

H14.3.27	国近整琵琶調占第206号	河川法第20、24、26、27条許可(新規)(～H15.3.26)	34,152.40m ²
H15.1.8	国近整琵琶調占第151号	河川法第20、26、27条許可(工期延期)	
H15.3.11	国近整琵琶調占第174号	河川法第24条許可(～H16.3.31)	34,152.40m ²
H16.12.21	15国近整琵琶調占第96号	河川法第24条許可(～H18.3.31)	34,152.40m ²
H18.1.16		河川管理者からの意見照会文書を河川保全利用委員会委員長受理	
H18.1.20	第9回河川保全利用委員会	河川管理者から申請内容について説明、現地調査	
H18.3.3	第10回河川保全利用委員会	申請者から説明、委員会による審議	
H18.8.31	意見交換会	申請者からの補足説明、委員会による意見交換	
H18.10.3	第11回河川保全利用委員会	委員会による審議	
H18.12.5	第12回河川保全利用委員会	意見書(案)の審議	
H19.1.18		河川管理者へ意見書提出	
H19.3.27	国近整琵琶調河占第68号	河川法第24条許可(～H19.3.31)	34,152.40m ²
H19.12.19	国近整琵琶調河占第52号	河川法第24、26条許可(～H21.3.31)(精査による工作物数量変更)	34,152.40m ²

各公園の利用状況及び特記事項(1)

1. 利用状況

野洲川小浜河川公園→地元の中州学区住民の憩いとやすらぎの場としての利用の他、地元小学校などの自然観察学習やカヌー、釣りの利用があります。

野洲川改修記念公園→野洲川改修の歴史を学習する場としての利用の他、ゲートボールなどのスポーツを通して守山市民の交流の場として利用されています。

野洲川川田河川公園→地元の河西学区住民の憩いとやすらぎの場としての利用の他、地元小学校の遠足や守山市内の団体によるグラウンドゴルフ大会の開催による交流の場として利用されています。

2. 利用者数

野洲川小浜河川公園・・・年間1,800人程度(公園入口ゲートの開閉状況から、月約150名程度と推定。その他、自由使用による利用者は多数おられると思われます。)

野洲川改修記念公園・・・年間12,000人程度

野洲川川田河川公園・・・年間4,500人程度(駐車車両数より推定。1台当たり1名で計算)

各公園の利用状況及び特記事項(2)

3. 公園を利用した親水的利用状況

野洲川小浜河川公園

→第2回野洲川まつり(H20. 10. 18開催)

公園より漁船に乗船し、野洲川河口部の広大な自然空間、自然環境にふれあい、地元漁協による伝統的な漁法を見学されました。また、下船後は公園にて伝統食を楽しみました。
参加者数・・・約100名



野洲川川田河川公園

→河西幼稚園親子ふれあい土手すべり(H20. 10. 18開催)

地元の河西幼稚園が親子のふれあいと、河川空間への親しみを目的に開催されました。

参加者数・・・約100名



4. その他の利用

野洲川改修記念公園では、地域振興を目的に、JA祭りが開催されています。

5. 治水・利水上の問題点

問題なし

今後のスケジュールについて(平成20年度～平成21年度)

委員会回数 審議内容	平成20年度												平成21年度															
	4月	5月	6月	7月	第21回 8月	第22回 9月	第23回 10月	第24回 11月	第25回 12月	作業会 1月	第26回 2月	第27回 3月	第28回 4月	作業会 5月	第29回 6月	第30回 7月	作業会 8月	第31回 9月	第32回 10月	第33回 11月	第34回 12月	第35回 1月	第36回 2月	第37回 3月				
河川敷利用の 基本理念・基本方針					→							公表																
河川敷地占用許可 申請・審査の手引き					→							公表																
野洲川小浜河川公園 (守山市) 更新									諮問			意見書 提出																
野洲川小浜河川公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川川田河川公園 (守山市) 更新									諮問			意見書 提出																
野洲川川田河川公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川改修記念公園 (守山市) 更新									諮問			意見書 提出																
野洲川改修記念公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)												申請説明書 作成依頼・受領	→				意見書 提出											

※野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市が連名で許可受け)の占用許可期限は平成21年9月30日までとなっています。